

「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

発 生 段 階

主 な 対 策

国 内

愛 知 県

《未発生期》
新型インフルエンザ等が発生していない状態

未発生期

発生に備えた準備

- ★特措法に基づく「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定
- ★市町村の行動計画、指定地方公共機関の業務計画の策定支援
- ・業務継続計画の策定、マニュアルの整備
- ★鳥類、豚のインフルエンザウイルス情報収集、人のインフルエンザの流行状況把握等
- ・発生時の地域の医療体制確保のため協議、確認
- ・県内感染期に備え、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄
- ★市町村が行う住民接種の体制の構築、国が行う特定接種の対象者登録に協力

《海外発生期》
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

海外発生期

県内発生に備えた医療体制等の整備

- ★「愛知県新型インフルエンザ等対策本部」設置
- ・「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・患者・入院患者の全数把握体制の開始（サーベイランスの強化）
- ・患者への対応（入院措置等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）の準備
- ・保健所等に相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対応
- ★新型インフルエンザ等対策の業務等に従事する者に対する特定接種の実施

《国内発生早期》
いずれかの都道府県で患者が発生したが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追うことのできる状態

《県内未発生期》
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

未発生期

感染拡大防止策の準備

- ・相談窓口体制、県民への情報提供体制の強化
- ・医療機関、医療従事者への情報提供の実施
- <緊急事態宣言がされた場合>
- ★市町村対策本部設置

《国内感染期》
いずれかの都道府県で患者の接触歴が疫学調査で追うことのできなくなった状態

《県内発生早期》
県内で患者が発生したが、患者の接触歴が疫学調査で追うことのできる状態

発生早期

積極的な感染拡大防止策の実施

- ・患者の入院措置、濃厚接触者への外出自粛要請等を実施
- ・学校・保育施設等の臨時休業等を要請
- ・患者の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化
- <緊急事態宣言がされている場合>
- ★不要不急の外出の自粛
- ★学校等の施設の使用制限

緊急事態宣言

《県内感染期》
県内で患者の接触歴が疫学調査で追うことのできなくなった状態

感染期

被害軽減を主目的とした対策の実施

- ・専門家の意見を踏まえ、国と協議の上で県内感染期への移行を決定、周知
- ・一般の医療機関での診療に切り替え（「帰国者・接触者外来」の廃止）
- ・患者の入院勧告及び全数把握を中止（軽症者は自宅療養、重症者は入院）
- ・必要に応じて、県の備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を放出
- ★市町村による住民接種を開始（パンデミックワクチンの供給開始しだい）
- <緊急事態宣言がされている場合>
- ★臨時の医療施設の設置
- ★物資の売渡しの要請
- ★緊急物資の運送
- ★生活関連物資等の価格の安定

《小康期》
患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

小康期

流行の第二波に備えた準備

- ・対策に関する評価を行い、計画等の見直しを実施
- ★県対策本部、市町村対策本部の廃止
- ★住民に対する予防接種の継続

移行については県が判断

注：★印のついた対策は、新たに追加された事項